

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案

規制の名称：(1) 木造建築物に設ける筋かいに係る基準の見直し（建築基準法施行令第45条関係）

(2) 鋼材の接合方法規制の見直し（建築基準法施行令第67条関係）

(3) 人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないエレベーターに係る建築確認等の適用除外（建築基準法施行令第146条関係）

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止

担当部局：住宅局建築指導課、参事官（建築企画担当）付

評価実施時期：令和6年3月15日

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

[現状]

(1) 木造建築物に設ける筋かいに係る基準の見直し

令第45条第1項及び第2項において、木造建築物の軸組を支える「筋かい」について、耐風及び耐震等の観点から、使用することのできる材料の厚さや種類を限っている。また、令第45条第3項において、筋かいはその両方の端部を、柱と横架材との仕口に接近して金物で緊結することとされている。

一方、昨今の技術革新及び技術的知見の蓄積に伴い、現行において使用できる材料と同等以上の強度を有する材料が出現しているとともに、必ずしも両端を仕口に接続させなくても筋かいが効力を有することが判明している。

(2) 鋼材の接合方法規制の見直し

令第67条第1項において、構造耐力上主要な部分である鋼材の接合方法として、高力ボルト接合等によらなければならないこととされている一方、鋼材の接合部に一定程度のずれが生じても建築物全体の安全性に支障を及ぼさない一定の規模の建築物（軒高9m以下かつ張り間13m以下かつ延べ面積3,000㎡以下）については、ボルトが緩まない措置を講じた上で、より簡素な接合手法であるボルト接合によることができるとされている。

一方、昨今の技術的知見の蓄積に伴い、上記の建築物以外の建築物であっても、高さが16m以

下かつ階数が3以下であること等の一定の要件を満たす建築物については、ボルト接合によることができることが判明している。

(3) 人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないエレベーターに係る建築確認等の適用除外

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）では、エレベーター、エスカレーター等の建築設備を法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物（3階以上、延べ面積500㎡超、高さ13m超又は軒高9m超の木造の建築物）に後付けする場合には、同条の規定による建築確認等の手続きを求めるとしており、これに基づき、令において、全てのエレベーターについて、後付けの場合における建築確認等の対象としている。

一方、これまでの技術的知見の蓄積により、使用頻度が低く劣化が生じにくいこと等の一定の要件を満たすエレベーターについては、過去に大きな事故は殆ど発生しておらず、建築基準への適合性に係る審査を不要とした場合であっても、その安全性が損なわれることがないことが判明している。

[ベースライン]

(1)・(2)

脱炭素社会の実現に資するための建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号。以下「改正法」という。）において、省エネ基準への適合が義務付けられる建築物の範囲が拡大すること等に伴い、天井裏等に省エネ設備（断熱材や空調ダクト等）を設置するなどにより、階高の高い建築物へのニーズが高まるとともに、これまで以上に重量のある建築物の増加が想定される中、現行規定を存置した場合、設計上の負担が大きく、建築物における省エネ化の促進に支障をきたす可能性がある。

(3) 人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないエレベーターに係る建築確認等の適用除外

改正法において、改正前の法第6条第1項第4号に掲げる建築物のうちの一部（2階かつ延べ面積200～500㎡の木造建築物等）が改正後の同項第2号に移ることに伴い、これらの建築物にエレベーターを後付けする場合には新たに建築確認等の手続きが必要となる。このため、例えば、木造2階建ての一定規模以上の住宅等にホームエレベーターを後付けする場合など、建築主等において新たな負担が発生することとなる。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

(1) 木造建築物に設ける筋かいに係る基準の見直し【緩和】

[課題及びその発生原因]

昨今の技術革新及び技術的知見の蓄積に伴い、様々な種類の材料を筋かいに使用でき、また、

両端を仕口に接続させなくても良いことが判明しているものの、従来はこのような技術革新及び技術的知見が十分でなかったため、現行においては使用できる材料を木材及び鉄筋に限り、両端を仕口に接続させることを求めるなど、同等以上の強度を有する材料及び効力を有する構造方法を採用できない状況となっている。

[規制緩和の内容]

木材及び鉄筋と同等以上の強度を有する材料を筋かいに使用できることとするとともに、筋かいの一端のみを仕口に接続させることを可能とすることとする。

(2) 鋼材の接合方法規制の見直し【緩和】

[課題及びその発生原因]

昨今の技術的知見の蓄積に伴い、鋼材の接合部に一定程度のずれが生じても建築物全体の安全性に支障を及ぼさない一定の規模の建築物(軒高9m以下かつ張り間13m以下かつ延べ面積3,000㎡以下)以外の建築物であっても、高さが16m以下かつ階数が3以下であること等の一定の要件を満たす建築物については、ボルト接合によることができることが判明しているものの、従来はこのような技術的知見が十分でなかったため、当該建築物において、ボルト接合を採用できない状況となっている。

[規制緩和の内容]

鋼材の接合部に一定程度のずれが生じても建築物全体の安全性に支障を及ぼさない一定の規模の建築物(軒高9m以下かつ張り間13m以下かつ延べ面積3,000㎡以下)以外の建築物であっても、高さが16m以下かつ階数が3以下であること等の一定の要件を満たす建築物については、ボルト接合によって鋼材を接合することを可能とすることとする。

(3) 人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないエレベーターに係る建築確認等の適用除外【緩和】

[課題及びその発生原因]

現行規定を存置した場合、一部の建築物については、使用頻度が低く劣化が生じにくいこと等の一定の要件を満たすエレベーターであっても、後付けの際の建築確認等の手続きが新たに必要となり、建築主等において新たな負担が発生することとなる。

[規制緩和の内容]

これまでの技術的知見の蓄積を踏まえ、使用頻度が低く劣化が生じにくいこと等の一定の要件を満たすエレベーターについては、過去に大きな事故は殆ど発生しておらず、建築基準への適合性に係る審査を不要とした場合であっても、その安全性が損なわれることがないことが判明したことに伴い、当該エレベーターについては、後付けの際の建築確認等の手続きを不要とする。

2 直接的な費用の把握

- ③ 「遵守費用」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須)

当該規制の緩和に伴う遵守費用は発生しない。

- ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

当該規制の緩和に伴う行政費用は発生しない。

3 直接的な効果（便益）の把握

- ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

(1)・(2)

当該規制の緩和により、建築主等に対し安全確保に見合う合理的な経済負担を可能とする効果があるが、当該効果は、対象となる建築物の用途、規模、構造等によって異なるため、定量的に把握することは困難である。

(3) 人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないエレベーターに係る建築確認等の適用除外

当該規制の緩和により、建築主等及び審査主体に対し安全確保に見合う合理的な経済負担を可能とする効果があるが、当該効果は、対象となるエレベーターの規模、構造等によって異なるため、定量的に把握することは困難である。

- ⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

⑤の通り、(1)～(3)の効果について定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難である。

- ⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

⑤の通り、(1)～(3)の効果について定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難である。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

③及び④の通り当該規制の緩和に伴う追加的な遵守費用及び行政費用は発生しないため、効果（便益）が費用を上回ると考えられることから、当該規制の緩和を行うことが妥当である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

（１）木造建築物に設ける筋かいに係る基準の見直し

[代替案の内容]

木造建築物の軸組に設ける筋かいの材料について、引き続き木材又は鉄筋のみの使用を認めるとともに、引き続きその端部の両方を柱と横架材との仕口に緊結しなければならないこととする。

[費用]

遵守費用及び行政費用は発生しない。

[効果（便益）]

なし。

[副次的な影響及び波及的な影響]

なし。

[費用と効果（便益）との比較]

現行から変わらないため、追加的な遵守費用及び行政費用は発生せず、また、追加的な効果（便益）も発生しない。

[規制緩和案と代替案との比較]

代替案及び緩和案のいずれにおいても費用は変わらないものの、当該緩和案においては建築主等に対し安全確保に見合う合理的な経済負担を可能とすることから、当該緩和案が妥当である。

（２）鋼材の接合方法規制の見直し

[代替案の内容]

高さが16m以下かつ階数が3以下であること等の一定の要件を満たす建築物であっても、引き

続き高力ボルト接合等によらなければならないこととする。

[費用]

遵守費用及び行政費用は発生しない。

[効果（便益）]

なし。

[副次的な影響及び波及的な影響]

なし。

[費用と効果（便益）との比較]

現行から変わらないため、追加的な遵守費用及び行政費用は発生せず、また、追加的な効果（便益）も発生しない。

[規制緩和案と代替案との比較]

代替案及び緩和案のいずれにおいても費用は変わらないものの、当該緩和案においては建築主等に対し安全確保に見合う合理的な経済負担を可能とすることから、当該緩和案が妥当である。

(3) 人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないエレベーターに係る建築確認等の適用除外

[代替案の内容]

全てのエレベーターについて、後付けの場合の建築確認等の手続きを求める。

[費用]

・ 遵守費用

建築主等に対し、後付けの場合の建築確認等の申請に係る費用が発生する。

・ 行政費用

後付けの場合の建築確認等の審査に係る費用が発生する。

[効果（便益）]

後付けするエレベーターの安全性が担保されることとなる。

[副次的な影響及び波及的な影響]

なし。

[費用と効果（便益）との比較]

代替案により、後付けするエレベーターの安全性が担保されることとなるものの、遵守費用及び行政費用に比して、その効果は限定的であると想定される。

[規制緩和案と代替案との比較]

代替案は、規制緩和案と比較して遵守費用及び行政費用を要する一方、当該緩和案においても、後付けするエレベーターの安全性が損なわれないことがないことに鑑みると、その相対的な効果（便益）は限定的であり、当該緩和案が妥当である。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制（緩和）内容については、建築構造基準委員会において検討したほか、有識者、関係団体等への説明や意見聴取等を行って検討した。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

改正法及び本政令案の施行が同時期であるため、施行から5年を経過した時点において、改正法と併せて事後評価を実施する。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

特定行政庁等への聞き取り等によって、費用、効果及び間接的な影響を把握する。